

屋外広告物の変更申請にかかる取扱について

平成 19 年 5 月 1 日
松阪市役所 都市計画課

このことについて、下記のとおり取扱いをお願い致します。

記

鉄骨枠のある野立看板において、表示面を全く別個のものに変える場合、変更申請扱いとするか、あるいは除却処分として新規申請扱いとするかについては、広告物条例第 12 条に鑑み、以下のとおりの扱いとする。

変更申請を要しない規則で定める軽微な変更・改造は次のものとする

規則第 8 条「・・・補修し、補強し、又は塗りかえる場合。」により、修理と塗装が剥落したため等による同色による塗りなおしに限る場合
なお、色彩・意匠の変更や形状の変更にあたるものは変更申請扱いとする

変更申請を要する変更・改造は次のものとする

(1) 変更申請を要する変更・改造は、色彩・意匠の一部変更や形状の一部を変更する場合
なお、面積の増減があるものとか表示内容の本質的な改変になるものについては、新規扱いとする

本質的な改変にならないものとは次のような例のものとする

- ・表示してある商品の絵を大きくしたり小さくしたり、位置を移動する
- ・表示面の背景色を変更する
- ・文言の一部の変更

(例 「 は××商店で」を「 買うなら××商店で」とする場合)

- (2) 鉄骨枠付きの広告板で、表示面のみ入れ換えるものは表示面積や外形の変更を伴わない場合
(3) 広告板等を移転する場合

変更ではなく、除却・新規申請扱いは次のものとする

- (1) 面積の増減がある場合
(2) 鉄骨枠等の掲出物件の付かないもので、表示内容(デザイン・色彩・構造)の本質的な改変になるものや、看板全部を全く入れ換える場合
(3) 鉄骨枠付の広告板等で、表示と鉄骨枠が一体として入替えられる場合

広告主が替わる場合は次のとおりとする

- (1) 広告物の権利を継承する場合は変更扱いとする
なお、権利の継承をせず新たに取得する場合は除却・新規扱いとする
(2) たとえ権利を承継する場合でも に当たる場合は除却・新規扱いとする

変更申請時の許可期間は既許可期間の残日数とする

変更申請時の許可手数料は、広告物条例第 27 条第 7 項に基づき納付しなければならない

